

平成9年度 都区協議会 区長会会長発言要旨（平成10年2月10日）

平成10年度都区財政調整については、都区双方の極めて厳しい財政状況の中で協議が行われてきた。

今回の都区協議は、昨年度の都区協議会において、現行財調をめぐる重要課題として確認された、①改築経費等の繰延べの復元、②税制改革の影響に対する財源措置、③調整率の問題、の3点について、どのように解決の道筋をつけるかが最大の焦点であった。また、間近に迫った都区制度改革を踏まえ、投資的経費の算定のあり方を中心に、現在の状況にふさわしい新しい算定のルールを構築していくことも大きな課題であった。

このため、4月以降、都区の検討会での協議を積み重ね、区長会としても、2度の都知事要望を行うなど、精力的かつ前向きな取り組みを行ってきたところである。

こうした経過の中で、具体的な財源措置の問題をめぐって、一時協議が難航したこともあったが、最終的段階において都側から、繰延べの復元に関する具体的な財源措置が示された。

区長会の中でも、都から示された考え方をめぐっていろいろな意見があったが、区側としては、今年度の協議課題の整理として、次のように受け止めたい。

まず、過去の改築経費及び大規模改修経費の繰延べの復元については、今回都から示された復元措置によって、過去の改築経費等の実績ベースの財源措置が図られる一方、将来的な需要の問題については、都区制度改革時の都区間の財源配分の課題として、都区間で十分協議することと整理されたので、この課題については、解決の道筋が付けられたものとする。

次に、税制改革の影響に対する財源措置については、都区の大都市財源の範囲内で見えた場合に、需要面での影響が区側に偏ってでるものであることから、都区間の財源配分に関わる問題として整理すべきであると区側が主張してきたものである。この課題については、繰延べの復元に対する財源措置が図られることも踏まえ、具体的な需要算定が行われることをもって、現行財調における整理をつけることとし、都区間財源配分上の整理は、都区制度改革時の課題とすることとしたい。

また、調整率の問題については、今回の復元措置が、現行制度の中では、事実上の調整率の引き上げと同様の効果を生じるものであると理解する。

さらに、今後の新しい投資的経費算定のあり方については、元利償還金及び改築、大規模改修経費について、抜本的な見直しが行われ、都区制度改革を展望しつつ、現在の財政状況を踏まえた新しい算定ルールが構築されることとなる。過去の繰延べの復元措置と合わせて、平成4年度以来の懸案であり、また、現行の財調制度における最大の課題であった、いわゆる「繰延べ問題」が一定の解決を見ることとなる。

区側としては、以上申し上げたとおり、今回の協議の結果、懸案の重要課題について、ひととおりの整理がついた意義を前向きに受け止め、現在の状況を総合

的に勘案して、やむを得ないものと判断したところである。今後、平成12年度の都区制度改革に向けた重要課題について、都区間で十分協議し、その解決に全力を挙げて取り組むことを改めて確認し、協議案を了承する。